



島根県報

平成26年11月7日（金）

第2,647号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（ 〃 ）	3

告 示**島根県告示第621号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
いわみ中央農業協同組合	福祉用具貸与	いわみ中央農業協同組合 ふれあい福祉センター	浜田市黒川町3741番地	平成26年11月1日
	介護予防福祉用具貸与			
いわみ中央農業協同組合	特定福祉用具販売	いわみ中央農業協同組合 ふれあい福祉センター	浜田市黒川町3741番地	平成26年11月1日
	特定介護予防福祉用具販売			
株式会社 虹の手	通所介護	リハビリデイサービス ハルク	出雲市大津町456-5	平成26年11月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第622号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市鍋石町616、617-1から617-3まで、617-5、620-2から620-4まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第623号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町峠之内789-2から789-5まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第624号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

北惣神社西

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町海士4281番	1号
〃 4275番3	2号
〃 4275番1	3号及び14号
〃 4302番	4号
〃 4295番	5号及び9号
〃 4338番2	6号
〃 4343番1	7号
〃 4341番1	8号
〃 4290番2	10号及び11号
〃 4288番2	12号
〃 4288番1	13号

島根県告示第625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

本郷、寺田下、青野山北、寺田上、榎ヶ峠、高崩、門林、鷺原、稲成、法心庵、横瀬、牧ヶ野、徳次、堤田、相撲ヶ原、須川、岳、新畑、添谷、小瀬、青原

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）